

国道 229 号 乙部町館浦地区斜面对策技術検討会 規約

(名称)

第 1 条 本検討会は、「国道 229 号 乙部町館浦地区斜面对策技術検討会」（以下、「検討会」という）と称する。

(目的)

第 2 条 本検討会は、国道 229 号乙部町館浦地区における斜面の評価及び、当該地域の環境、安全性、維持管理性等を総合的に勘案し最適な対策工法等の技術的検討を行うことを目的とする。

(組織)

第 3 条 検討会は、地域状況及び道路防災事業における総合的な専門知識と地質の専門的な知識を有する学識経験者、国土技術政策総合研究所職員及び、国立研究開発法人土木研究所寒地土木研究所職員で構成する。

2 本検討会の構成は、以下のとおりとする

(1) 座長

(2) 委員

なお、座長の選出は委員の互選による。

(職務の分担)

第 4 条 本検討会構成員の職務分担は以下のとおりとする。

(1) 座長 検討会の進行、審議を総括。

(2) 委員 検討会の諸議題について、総合的な技術的助言等を行う。

(事務局)

第 5 条 委員会の事務局は北海道開発局函館開発建設部道路計画課におく。

2 本検討会の運営等は事務局が行う。

(検討会の開催)

第 6 条 本検討会は、座長が必要と認めたとき、委員または事務局の要請があったときに開催する。

附 則

(施行期日)

この規約は、令和 3 年 6 月 23 日から施行する。